

平成30年11月 教育委員会定例会会議録

○日 時 平成30年10月31日(水) 13:30～14:43

○場 所 有明庁舎 1階 相談室

○出席委員の氏名

教 育 長 森 本 和 孝
委 員 松 本 正 弘
委 員 本 多 直 行
委 員 立 花 博
委 員 森 み ず き

○欠席委員 なし

○委員以外の出席者の氏名

教 育 次 長 伊 藤 太 一 教育総務課長 菅 幸 博
学 校 教 育 課 長 古 瀬 唯 二 社会教育課長 松 本 恒 一
ス ポ ー ツ 課 長 浅 田 寿 啓 書 記 吉 本 昇

○傍聴者 なし

○議事日程

開 会

- 第 1 会期決定
- 第 2 会議録署名委員の指名
- 第 3 前会会議録の承認
- 第 4 教育長報告及び各課10月行事報告
- 第 5 議案上程

第44号議案	議会の議決を経るべき議案について	原案 可決
--------	------------------	----------

第 6 次回定例教育委員会日程について

第 7 その他

(1) 報告事項

① 11月行事予定について

②三会地区学校林について

(2) その他

①教職員及び児童生徒の事故の報告等（非公開）

第 8 閉会

【会議録】

開会 （ 1 3 : 3 0 ）	
森本教育長	みなさん、こんにちは。ただいまから 1 1 月定例会を開会いたします。
第 1 会期決定	
森本教育長	まず、日程第 1 「会期の決定」を議題といたします。 会期は、本日 1 日とすることよろしいでしょうか。 (「はい」の声)
森本教育長	それでは、会期は本日 1 日と決定いたします。
第 2 会議録署名委員の指名について	
森本教育長	次に、日程第 2 「会議録署名委員の指名」を行います。 会議録署名委員に立花委員、そして森委員を指名しますので、よろしく お願いします。 (「はい」の声)
第 3 前会会議録の承認	
森本教育長	次に、日程第 3 「前会会議録の承認」を議題といたします。9 月 2 8 日に行いました定例会の会議録につきましては、お手元にお渡してござ います。ご覧いただきまして、何かお気づきの事がありましたら、ご意 見をお願い致します。
森本教育長	いかがでしょうか、字句の訂正を除き承認してよろしいでしょうか。 (「はい」の声)

森本教育長	それでは承認いたします。もし字句の訂正がございましたら、後ほど事務局までお伝えください。
-------	--

第 4 教育長報告及び各課 10 月行事報告

森本教育長	<p>次に、日程第 4 「教育長報告及び各課 10 月行事報告」を議題といたします。</p> <p>まず、私から 2 点報告いたします。お手元に「長崎県運動部活動のあり方に関するガイドラインの策定について」という県からの通知をお配りしておりますので、ご覧いただきたいと思ひます。</p> <p>これは本年 3 月に、スポーツ庁が国の中学校運動部活動のあり方に関するガイドラインを策定いたしまして、それを受けて県教育委員会が策定したガイドラインであります。この目的というのは、運動部活動の適正化を図るためのガイドラインでありまして、決して教員の働き方改革に沿うものではないということをご理解いただきたいと思ひます。</p> <p>この通知を基に概略を説明いたしますけど、1 枚捲っていただきたいと思ひます。左端に数字の 3 「休養日及び活動時間の徹底について」と書いてあります。これは国が示したものと変わっておりませんが、中学校においては、学期中は週あたり 2 日以上以上の休養日を取りましよう。平日に 1 日、土・日いずれかで 1 日ということです。その休養日というのは、全校一斉にというよりも、各部で決めてくださいよということです。これを休養日と定めているようです。そして県は第 3 日曜日を「家庭の日」として、「ノー 部活動 デー」にしますと。この「ノー 部活動 デー」というのは、一斉に統一して部活動をやめる日として、国が示していますが、県は「家庭の日」を加えて「ノー 部活動 デー」としています。「家庭の日」は国には無い部分であります。そして 1 日の活動時間は長くても、平日は 2 時間程度、学校休業日の土・日や夏休み・冬休みなどは 3 時間程度とする、と決められています。</p> <p>これを受けまして、今度は市の教育委員会が所管の学校に対して「運動部活動の方針」というものを定めなければなりません。その方針を各学校に示して、各学校はそれぞれ運動部活動の方針を定めることになっております。各学校におきましては、学校で定めた方針と併せて、年間の活動計画、月の活動計画を 4 月 1 日から公表するという事になって</p>
-------	--

森本教育長

おります。公表の仕方は、ホームページに掲載する、文書で配るなどの方法になっております。この開始日を、私達は平成31年度中に策定すればよいものと思っておりましたが、平成31年4月1日から実施するんだということでしたので、私共教育委員会としましても早目に方針案を作成して、委員の皆様にお諮りしたいと思います。できるだけ早く学校に配付しないと学校も非常に困るということになります。

この通知文には書いてなくてガイドラインには書いてあるんですが、先程、基本的に「土・日は1日休みましょう」と言いましたが、どうしても大会が入ってくると「休めなかった日は、平日に振り替えてください」ということになっているんですね。県としては「家庭の日」も同じ扱いにすると。県としては、「家庭の日は絶対するなよ」ということで強く指導していた部分がありましたけれども、これで土・日の大会等が減らないような、と私は心配しております。ただ、これは県下一斉にやらないと効果がありませんので、ウチだけ変わった方針を出す訳にはいきませんので、この形に添った案を作ってお諮りしたいと思っております。

2点目は、そのガイドラインの下の新聞記事をご覧いただきたいと思っております。10月8日付、日本教育新聞の一面を載せてあります。文部科学省が情報提供したのだらうと思っておりますが、休日の校外活動の授業ができますよという内容です。カッコして、総合と書いてあります。小学校3年生から3年生まで総合的な学習の時間というのが年間105時間ありますけれども、子ども達が自分達で課題を見つけて、主体的に調査研究を進めていって、それをまとめて発表するという、そういった授業になります。子ども達に、より探究的な授業を促すためのものです。当然、自分達が課題を持って、学校から出る機会というのも結構あります。たとえば、5年生が福祉をすることを考えて、福祉のいろんな事業所にお邪魔する活動ですけれども、その活動を年間105時間と申しましたが、4分の1が目安ですから、だいたい25時間程度は外に行く時間ですね。土曜、日曜に子ども達が外に行って活動してもいいですよ、それを授業とみなしましょう、ということなんですね。私も頭が凝り固まってて、柔軟な発想ができないんですけれども、子ども達が自主的に活動したものを、教師が休んでいるのに授業とみなしていいのかな、という思いも

	<p>致しているところです。来年4月1日から実施できるように、国から通知を出しますから、ということが書いてありますけれども、外にの通知を受けて、各学校長と話をしてみたいと思っております。また、委員の皆様にも、教育委員会としての考えをお示ししたいと思っております。</p> <p>私からの報告は、以上であります。続きまして、各課からの10月の行事報告をお願いします。</p>
菅 課 長	<p>教育総務課の主な行事について、別紙「教育委員会定例会報告事項（教育総務課）」の内容説明。</p>
古 瀬 課 長	<p>学校教育課の主な行事について、別紙「教育委員会定例会報告事項（学校教育課）」の内容説明。</p>
松 本 課 長	<p>社会教育課の主な行事について、別紙「教育委員会定例会報告事項（社会教育課）」の内容説明。</p>
浅 田 課 長	<p>スポーツ課の主な行事について、別紙「教育委員会定例会報告事項（スポーツ課）」の内容説明</p>
森本教育長	<p>ただ今の報告につきまして、何かご質問やご意見がありましたらお願いします。</p>
森本教育長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>ご意見等が無いようでしたら、次にいってよろしいでしょうか。</p> <p>（「はい」の声）</p>
第 5 議案上程	
森本教育長	<p>それでは、日程第5「議案上程」に入ります。</p> <p>第44号議案</p> <p>議会の議決を経るべき議案について</p>

森本教育長	第44号議案について、提案理由の説明をお願いします。
松本課長	<p>第44号議案 議会の議決を経るべき議案について説明いたします。提案理由は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条、及び島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則第2条第1項第11号の規定により、教育委員会の承認を得る必要があるため、この議案を提出しようとするものです。内容は、議会の議決を経るべき次の議案について、原案のとおり議会に提出することの承認を求めるということで、市議会に提出する議案書の題名は、「公の施設の指定管理者の指定について」です。議案集の2ページをご覧ください。市議会に提出する議案の原案になります。議案の題名は「公の施設の指定管理者の指定について」、内容は「次のように、公の施設の指定管理者を指定するものとする。」、提案理由は島原図書館及び有明図書館の指定管理期間が平成31年3月31日をもって満了することから、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経て、指定管理者を指定しようとするものです。内容ですが、</p> <p>公の施設の名称 島原図書館・有明図書館</p> <p>指定管理者 島原市有明町大三東戊1438番地1 一般財団法人 島原市教育文化振興事業団 理事長 谷口 英夫、</p> <p>指定期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日までとしております。今回の指定管理者の公募につきましては、現在のところ、教育文化振興事業団の一者のみとなっております。そこで10月29日に指定管理者選定委員会が開催されまして、書類審査を行ったところです。今後、申請者ヒアリングのあとに評価が行われて、選定されることとなります。12月市議会に提出するにあたりまして、議案の準備の関係で、現時点では仮の状態でご提出させていただくものです。</p> <p>よろしくご審議賜りますようお願いいたします。</p>
森本教育長	ただ今の提案理由の説明につきまして、何かご質問、あるいはご意見等ありましたらお願いします。

	<p>で初めての試みですが、子ども達も一緒にどう避難したらいいのか、体験させることになっております。私からは以上です。</p> <p>ただ今の報告につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。</p>
立花委員	<p>社会教育課に質問です。18日の福知山市からおいでになられてからの日米親善人形合同展示会は図書館で、ということですね。1カ月程の期間があり、沢山の方がご来館されれば良いかと願っていますが、八尾病院の隣のJA跡地の工事はいつまでかということと、現在、駐車場には1台も置けないような状況ですね…。私は昨日行ってみましたが、一旦入っても、すぐに出て行かなくちゃいけない、スペースが無いんですよ。工事車両が10台ぐらい停めてあって、海側から八尾病院まで工事車両ばかりですね。だから、1カ月間の展示会の中で多くの方がおいでになるのは良いんですが、駐車場は考えた方がいいのかなという気がします。以上です。</p>
松本課長	<p>現場の状況ですけども、工期については確認したいと思います。本田建設が工事していますので、新しい宿舎に沿って一番奥まで目的外使用で貸していますので、もう一度調整して少しでも止められるようにしたいと思います。なお、チラシを作って今後周知しようと思っていたのですが、土日は振興局の駐車場も借りていますので、そういったところの案内も含めて周知したいと思います。とにかく、一番便利な駐車場ですので、工事業者と調整させてもらいたいと思います。</p>
立花委員	<p>今は工事中だからかもしれませんが、官舎の敷地が結構広くてですね。当初線引きしたときには「これくらいなら…」と私も思いましたが、すごい広さの敷地だなと今は思いますね。</p>
松本課長	<p>実際に建物が建つと、非常に狭いと感じますね。</p>
立花委員	<p>狭いですね。</p>

松本課長	11mぐらいしかありませんので、5mの駐車場を確保した場合に、通路部分が6mしかなく離合が精一杯の状態です。
立花委員	病院側に1列しか停められないですね。
松本課長	その1列と、奥の石垣側に1列ですね。
立花委員	奥は使えないですね。
森本教育長	大きい官舎だな、と思いますね。
松本課長	4世帯分の官舎になります。
立花委員	はい。以上です。
吉本班長	駐車場は、大手にバスがロータリーとして周回していた内側にも市の駐車場があります。市役所や図書館を利用する方が使うようにしてありましたので、もし空いていればご利用いただければと思います。
立花委員	その駐車場は、以前から図書館にも周知してありますが、現状はその駐車場は空いてないですね。
森本教育長	はい、ありがとうございます。この機会に、多くの方に見ていただきたいと思います。他に、ありませんか。無いようでしたら、その他の(2)その他をお願いします。
菅課長	お手元に、三会地区学校林管理委員会の会議録という資料を配付していますので、ご覧いただきたいと思います。三会地区学校林につきましては、前回の定例会で、経緯について説明させていただきました。 昭和26年に、当時の三会中学校の生徒と職員達が植栽している分収林ということで、既に67年経過して伐期年齢にきているということで、処分に向けた動きがあって、三会地区の関係者の会議の中でも処分

	<p>する方向で意思統一されたところでは、そして去る10月9日、三会小・中学校の校長と、市の契約管財課長、農林水産課長、教育委員会の伊藤次長を加えた5名の管理委員が全員出席して、審議を行っております。ご存じのとおり、学校林を処分する場合は、学校林管理規定第11条の中で「この委員会の同意を要する」となっておりますので、処分について審議していただいた。その内容の詳細は、お手元のとおりですけれども、審議の中では最終的に「来年度中に公売で販売処分する」ということが、委員全員の挙手採決で決定したところです。これを受けて既に市長決裁を受けて、長崎県森林管理署長あてに市長名で分収林売り払いの回答書を提出したところです。以上、分収林管理委員会の会議結果について報告させていただきます。</p>
森本教育長	<p>三会地区の学校林管理委員会の報告がありました。何か、ご質問、ご意見等がありましたらお願いします。</p>
本多委員	<p>そうしますと、分収林を全部伐採しますよね。その後の分収林計画はどうなっていますか。これで終わりですか。</p>
菅課長	<p>その後につきましては、一応打診があるということで、再度分収林植栽の意向があればしていただいてもいいですし、意向が無ければ森林管理署の方で移植されるということです。</p>
本多委員	<p>その植栽については、方針的にはまだ決まってないんですか。</p>
菅課長	<p>その後については、まだ審議はいただいていませんけれども、私見的には、当時と比べて生徒数も減ってますし、状況から言って学校林として育てるのは非常に厳しいんじゃないかなという感想はあります。</p>
本多委員	<p>分収林を売却するとしてもそんなに収益が無い。そういうことだったら、分収林を継続してもあまりメリットが無いのかな、という気がするんですが、次長どうでしょう。</p>

伊藤次長	<p>今の契約は、昭和26年から平成42年までの79年間となっております。そして木材需要は国内産が活発になっていると。それと併せて、三会地区の個々の樹木については、伐採の時期を過ぎているところなので、国あるいは地域の人からすれば「今売った方がいいんじゃないか」と。ですから、平成42年の契約期間満了より前に売り払って、来年分収林契約を解除して売り払っていただくと。ただ、その後については、植栽は基本的に国の責任においてやるということになっております。売り払ったあとに、たとえば5千万円ぐらいの収入があってもどうするか、ということになれば、地域の人達も「またやってみようか」という議論が起こる可能性があります。幼い時の子ども達の世話を考えますと厳しいものがあるな、というのが現状じゃないかなと思います。</p>
本多委員	<p>そうですね、管理が非常に大変ですね。枝打ちとかずっとしなきゃいけない。そうしないと樹木の生育にもかかってくるし、日常的に管理していくことを考えれば大変ですね。今後検討されるでしょうけど、非常に難しい問題だなということだけお話ししたいなと思ってですね。</p>
森本教育長	<p>よろしいですか。他に、ありませんか。この項目はこれで終わりたいと思います。</p> <p>(2) その他 について、他にありますか。</p>
古瀬課長	<p>ここからの報告は、個人情報保護のため非公開をお願いします。</p>
森本教育長	<p>では、これより「非公開」といたします。どうぞ。</p>
古瀬課長	<p>教職員及び児童生徒の事故等の報告（非公開）</p>
古瀬課長	<p>以上で報告終わります。</p>
森本教育長	<p>非公開での審議を閉じて委員会を再開します。他にありませんか。</p>

第 8 閉会（14：43）

森本教育長

無いようでしたら、これで本日の11月定例教育委員会を閉会します。